

「藤沢市子ども・子育て会議」について

1 子ども・子育て会議 委員について

（1）委員任期

2025年（令和7年）8月1日～2027年（令和9年）7月31日

※原則として、2年

（2）開催回数 年3～5回

（3）構成メンバー 資料1-2のとおり

※子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

学校教育に従事する者

主任児童委員

事業主を代表する者

労働者を代表する者

子ども・子育て支援に関する学識経験のある者

その他市長が必要と認める者

市民（若者枠を含む）

など

2 役割・所掌事務

（1）子ども・子育て支援法・児童福祉法に基づく事務（市が意見を聞く）

ア 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更

イ 特定教育・保育施設／特定地域型保育事業の利用定員の設定

ウ 家庭的保育事業等の認可

（2）藤沢市子ども・子育て会議条例に基づく事務

ア こども計画・こども施策に関する調査・審議

（3）その他

ア 青少年の指導・育成・保護・矯正に関することの一部

3 根拠法令・条例

（1）子ども・子育て支援法 資料1-3のとおり

（2）藤沢市子ども・子育て会議条例 資料1-4のとおり

以 上